学生等の学びを継続するための緊急給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するために、一定の条件を満たす学生等に対して、一律10万円を支給します。

対象学生

国公私立大学(大学院を含む)・短大・高専・専修学校専門課程 法務省告示に指定される日本語教育機関の学生※留学生を含む

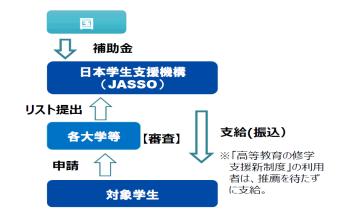
支援対象となる学生の要件

- ① 「高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金)」の利用者(申請不要)
- ② 上記①のほか、次の要件を満たす者として、大学等が推薦する者
 - ・原則として自宅外で生活をしていること
 - ・家庭から多額の仕送りを受けていないこと
 - ・家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと
 - 新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けていること
 - ・ 第一種奨学金 (無利子奨学金)等の既存の制度を利用していること又は利用を予定していること
- ③上記②を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認め推薦する者

支給額

10万円

■ 支給の流れ





- **給付金の具体的な手続き**は<u>文部科学省ホームページ</u> をご確認ください。
- 詳細については各大学等へ問い合わせをお願いします。

